

# ミシェル・フーコーの統治性概念 ——その射程と展開

高 橋 準

## 1 はじめに——ミシェル・フーコーの統治性研究

ミシェル・フーコー (Foucault, Michel, 1926-1984) の「統治性 (gouvernementalité)」研究は、いわゆる「空白の8年間」(『セクシュアリティの歴史』の第1巻が刊行された1976年から、第2巻および第3巻が出版された1984年までの間) にコレージュ・ド・フランスで行われていた彼の講義の中で発表されていたものである。なかでも1978年および1979年の講義が中心となっている。

統治性研究は、フーコーの生前は、著書としてまとめられることもなく、それゆえ広く知られることもなかった。ただ、コレージュ・ド・フランスの講義概要<sup>1</sup>にはフーコー自身による要約が記されており、オーディオ・テープ<sup>2</sup>にも講義が記録されている。また、統治性に関する講義が行われた1978年の講義のうちの1回分は、イタリアで1978年に *Aut Aut* 誌に訳出され、その後英語にも翻訳されている<sup>3</sup>。そのほか、この時期のいくつかの講演、セミナーの記録、論文などから、統治性研究にかかわるフーコーの思考をたどることもできる<sup>4</sup>。これらを参照することにより、現在のわたしたちにも彼の思考の発展に接近することが可能になっている。

近年統治性概念に関しては、フーコーのセミナー・講義に参加した研究者などによる研究の成果が相次いでまとめられている<sup>5</sup>。また、統治性概念そのものに関する検討もなされており、日本では米谷園江がフーコー・センターの講義テープの聴取にもとづいた詳細な研究を行っている<sup>6</sup>。

本稿は、まず統治性概念の概要を明らかにした上で、統治性をめぐる研究における今後の課題を提起し、そのうちの一つについて検討方向の概略を示すこ

とを目的とする。

## 2 統治性の概念

では最初に、主にフーコーの1978年2月1日講義の講義録<sup>7</sup>の流れに沿って、必要に応じてその他の彼の論考を参照しながら、統治性概念の概略を確認する作業を行っておこう。

まずフーコーは、16世紀半ばから18世紀にかけて、「統治の技法（l'art de gouverner）」にかかわる言説がヨーロッパで数多く現れると述べている [pp. 635-638]。

フーコーによれば、16世紀とは、「統治（gouvernement）」の問題がさまざまのかたちをとって出てきた時代であった。ここで《gouvernement》とは、政治・行政機構としての「政府」を意味するものではない。そうではなくて、「個人や集団の行為を導く様式」、また、「他者の行動のさまざまな可能性に対して働きかけるように定められた、多少なりとも熟考され計算された行動様式をも含む」<sup>8</sup>ものであるという、この言葉の原義にかえて考えなければならないと彼は述べる。

この時代には、自己の統治、あるいは魂や生活の統治の問題、幼きものの統治としての教育の問題、そして君主による国家の統治の問題などが、同時にわき起こってきている。これらは、フーコーによれば、16世紀の歴史的状況の産物である。すなわち、封建制の解体に引き続く中央集権的で行政的・植民主義的国家の誕生と、宗教改革と反宗教改革によって引き起こされた「宗教的解体」、この二つの相反する方向性を持つ動きの交差する地点において生み出されたものがさまざまな統治の問題への関心だとフーコーは主張する [p. 636]。

さまざまな議論のうち、フーコーが中心的に論じようとするのは、ニコロ・マキャヴェリ（Niccolò Machiavelli）の『君主論』（*Il Principe*, 1532）に、明示的にあるいは暗黙に對抗して書かれたいくつかの書物である。これらの著作をまとめて、ここでは「アンチ・マキャヴェリスト」という言葉で表現しておこう。2月1日講義で

は、フーコーはその中でも特に、ギョーム・ド・ラ・ペリエールの『政治の鑑』（*Le miroir politique*, 1555）に焦点を当てて議論を進めている。

マキャヴェリの『君主論』は、君主の権力を領土との関係でとらえようとする。君主とは、征服したものでも相続したものでも、自分が支配する領土に対して、その外部にあって唯一の超越した存在として位置している。それゆえ、君主の権力はもろくくずれやすい。そこで、どうやって君主と領土の絆を維持するかについての議論をマキャヴェリは展開することになる [pp. 638-639]。たとえばそれは軍事力であり、臣民に愛されるよりもおそれられることである。

これに対して、アンチ・マキャヴェリストが対置するのが「統治の技法」である [p. 639]。以下、フーコーに従って、ラ・ペリエールの展開する「統治の技法」論について、マキャヴェリの『君主論』と対比的に整理してみよう。

まず第一に、ラ・ペリエールが言うところの「統治者 *gouverneur*」とは、「君主」だけを意味するものではない。王、皇帝、領主だけではなく、「知事、高位の聖職者、判事など」も含むものであるとされている。アンチ・マキャヴェリストのその他の著作家たちの議論でもこの点は同様である。また、それに応じて統治の対象も「家、子ども、魂、領土、修道会、宗教的秩序、家族」 [p. 640] と多岐にわたる。君主の国家統治は、こうした数ある統治の形態の中の一つに過ぎない。

フーコーはここで、17世紀のル・ヴァイエ *François de La Mothe Le Vayer* の『君主の家政』（*L'Économique du prince*, 1653）を引用しながら、さまざまな統治を、自己の統治、家族の統治、国の統治の三つにまとめている。これらのそれぞれは、ある種類の「学」と結びついている。自己の統治は道德の問題に、家族の統治は家政 *économie* に、そして国家を統治することは政治学に。

そして、この三つが互いに連続性を持っていることが、アンチ・マキャヴェリストの議論に特徴的なことである。たとえば、ル・ヴァイエにおいては、一国の支配者たるものはまず自らを治める力を身につけなければならないとされる。彼の著作はフランス王太子の教育のために書かれたものであるが、まず最

初に道德の問題、そして家政、政治、という順序で議論が並んでいる。将来の統治者の教育の順序は、このような「統治の技法」の上昇方向の連続性を想定して定められている。己れを適切に治めることが可能な者は家を適切に管理することができ、そしてそれがうまくできるものは国家を適切に統治することが可能である、というわけだ。逆に言えば、国家がうまく運営されているときにはおのおのの家が適切に家長によって運営されているということであり、またそのとき各個人はそれぞれが適切な振る舞いをしているということでもある。これはいわば、下降方向の連続性と言える [ pp. 640-641 ]。

こうした連続性の鍵になっているのが、家の統治、すなわち家政 *économie* である。アリストテレスの『政治学』以来、ヨーロッパの知的伝統の中では家政と政治の問題は別種のものとして切り離されてきたとされるが、「統治の技法」論の中でこの両者は再び接続される。いわば、「統治の技法」論は、家政のモデルを国政の中に持ち込むというものだったのである。この点が、アンチ・マキャヴェリストの「統治の技法」論の第一の中心的な論点であるといえる。

第二には、マキャヴェリが君主と領土との関係を問題にし、統治の対象は第一に領土とそこに住んでいる住民であると考えたのに対して、ラ・ペリエールは、「統治とは、事物の正しき配列のことである」[ p. 643 ] と主張する。ここで、「事物 *choses*」とは、「人や物からなるある種の複合体」[ p. 643 ] のことである。統治の対象とは、したがって、人々だけではなく、人々とその他のもの、つまり、富や資源や生活手段、領土などとの関係でもあり、人々が生活する際に現れてくるさまざまな事象——飢餓や伝染病や死といったものでもある [ p. 643 ]。統治者は、あたかも船を走らせるように、領土を経営しなくてはならない。船を動かす際には、どのぐらいの人手があるか、船を動かすための資材はどうなっているか、運ぶべき積み荷の具合はどうか、また、風向きや暗礁や嵐といった、航海を続けていくにあたって考慮すべきさまざまな可能性がどうなっているか、などを念頭に置いていなくてはならないのである。国家の統治もこれと同じというわけだ。この時にもやはり、モデルとなるのは家政、す

なわち家の統治であるとされている [ p.644]。

第三に、統治の目的。マキャヴェリにおいては、君主の支配の目的は支配者と領土との関係の強化、すなわち支配それ自身であった。あるいは主権 *souveraineté* の理論においても問題は同じことだ。主権にとって一番大事なことは、人々が法に服することである。しかし、ラ・ペリエールにおいては目的は異なっている。先ほども引用したとおり、彼にとって、統治とは、「事物の正しき配列」であり、「事物をしかるべき目的に合わせて整えること」である [ p.643]。その「しかるべき目的」とは、主権のように統治それ自身ということではなく、「運営すべき事物の中に存在する」ものである。たとえば、国の富を増加させることであつたり、人口を増加させることであつたり。また、こうした目的の達成のための手段は、主権においては法であるのに対し、統治の手段は「さまざまな戦術 *tactiques diverses*」である [ p.646]。

第四に、マキャヴェリが軍事力を君主の支配の中核に置くのに対し、ラ・ペリエールはむしろ物理力を行使しないことを重視する。大事なものは、「忍耐 *patience* と智恵 *sagesse* と勤勉 *diligence*」である [ p.647]。忍耐とは、剣を持っていても、それを統治のためにふるわないということであり、智恵とは、神に与えられた知識（神授の法）ではなく、事物についての十分な知識であり、勤勉とは、唯一これを持ってして統治者が統治を行い得るものである。ラ・ペリエールは、朝は家の誰よりも早く起き、夜は一番最後に床に入り、家の中を隅から隅まで知り尽くしている家長の例をあげている [ p.647]。あたかもこの家長は、自分が統治すべき家に奉仕しているかのようであるが、統治すべき家の事物について知り、勤勉にそれらに気を配ることによって、家を適切に統治しているのである。

重要なのは、16世紀の「統治の技法」論の中で、「家政」が国家運営のモデルとされるということである。近代化にともなう合理性が追求されるようになったという通説から考えれば、これは一見逆行のようにも思えるのだが、そこに近代へとつながっていく道筋をフーコーは見いだそうとするのである。

17世紀にこうした思想の系譜を継承するものは、たとえば重商主義の思想であったが、しかしながら重商主義には大きな限界があった。それは、重商主義が絶対君主の権力を増大させるためのものであったということによる、とフーコーは指摘する。重商主義は、国の富を増加させるというよりはむしろ、絶対君主の富を増加させ、政策の遂行のために絶対君主が保有する軍事力を増強したのであった [ p. 649 ]。

また、17世紀にはそれ以外にもいくつもの障害があった。一つには、当時の権力を考える際の枠組みであった主権という枠組みが、あまりにも抽象的で固定的であったということがある。もう一つには、統治の理論が依然「家政」というモデルに縛られていたということがある。「家政」のモデルは拡大する領土と大規模化する王室財政を扱うには、あまりにも不適切なものとなりつつあった [ p. 650 ]。

こうした障害がとりはらわれるのは、「人口 population」の発見によってである。人口は独自の規則性（死亡率、罹患率、増加率、その他）を持つ対象である。したがって、新しい統治の技術が必要になってくる。その結果生み出されるのが、国家の科学としての「統計学 statistique」である。これ以降、家は統治のモデルであることをやめ、人口という新たな統治の対象に組み込まれた一要素に変わる。

人口は、統治の対象となると同時に、統治の目的にもなる。すなわち、人口の発見によって、統治の目的である「事物の適切な配列」とは人口の福祉の増大を指すものとなるのである [p. 652]。人口の置かれた状態を改善すること、その富を増大させること、人口の平均寿命を増大させること、健康を保つこと……。統治の目的とは、王室の富を増大させることでもなければ、君主の寿命を延ばすことでもなく、また君主個人の健康に気を配ることでもなくなるのである。

人口を中心にした知識もまた、形成されるようになる。いうならばこれは、

「統治の科学」である。現在わたしたちが、「経済 économie」と呼ぶところのものはこのときに発見され、それをめぐって「経済学」——あるいは「政治経済学 économie politique」が形成されるのである。

上で述べてきたような転換が生じるのは、18世紀のことであるが、これ以降統治がほかの権力の形態にとってかわるということではない。むしろ統治は、そのほかの権力の形態と層をなすように、同時並行的に社会の中で機能する。フーコー自身はこのことを、「主権—規律—統治の三角形」と呼んでいる [p. 654]。これらは複合的なかたちで近代社会の現実を構成しているのである。

最後にこの回の講義を、フーコーは次のように統治性の概念を規定してしめくくっている。

「この『統治性』という言葉によってわたしが意味するのは、次の3つのことである。

1) 『統治性』という言葉は、さまざまな制度、手続、分析、省察によって構成される総体、すなわち、非常に種別的ではあるが、かつ複雑でもあるような形態の権力の行使を許す計算と戦術のことを意味するものである。この形態の権力のターゲットは人口であり、その主要な知の形態は政治経済学であり、必要とされている技術的手段は「安全 sécurité」の諸装置である。

2) 『統治性』という言葉は、また、長い期間にわたって西洋に広く行き渡っていた、『統治』と呼ぶ権力の形態が、そのほかの権力の形態（主権、規律）を徐々に圧倒していき、その結果として、統治のさまざまな装置と知の複合体の発展をもたらしたという、その傾向を意味するものでもある。

3) 最後に、統治性とは、中世の司法国家が、15世紀、16世紀に行政国家になり、しだいに『統治化』されていくようになる過程、いやむしろ、その過程の帰結を意味する。」 [p. 655]

このように、フーコーは、「行為の統制」としての広義の統治の問題、より具体的には個人や家や国家の統治についても視野に含みつつ、狭義の統治の問題として、直接の議論を近代に特有の「統治性」という概念にしばって考える

という立場を表明していると言える。彼は1978年・1979年講義の中で、(1)ギリシャ哲学および初期キリスト教、(2)近代初期の国家理性論、ボリス論、(3)18世紀以来のリベラリズムの思想的伝統、(4)戦後のネオ・リベラリズム、のそれぞれを論じながら、統治性が形成されてくる過程について、社会思想の側からこれを論じているが<sup>9</sup>、この中でもっとも力点が置かれているのは、明らかに(3)と(4)のリベラリズムの問題である。統治性研究の題材の中でもリベラリズムは、現代に至るまでその影響力をとどめているものでもあり、その終焉を含めてもっとも現実性の高いものであるからであろう。

### 3 統治性研究の射程と課題

以上のようなフーコーの統治性研究は、「近代社会の中での個別性と全体性の統合」に関する研究ととらえることができるだろう。現在の統治性研究は、ほぼこの範囲におさまると考えられる。

管見したところでは、フーコーの研究を引き継ぐさまざまな議論で扱われている内容は、次の2つに大きく分類することができる。

1) 統治性概念そのものの検討、およびフーコー自身の思想的展開の中での統治性研究の位置づけ。米谷園江やコリン・ゴードンの作業がこれに当たる。

米谷は、1970年代半ばまでのフーコーの思想の流れの延長上に統治性研究を位置づけると共に、コレージュ・ド・フランス1978年・79年講義の記録テープの聴取にもとづいて、統治性概念の構成を明らかにしようとしている。彼女の作業によって明らかになるのは、統治性概念がそれまでの権力に関するフーコーの議論の延長上にあるものであり、かつその後展開される自己をめぐるテクノロジーの形成の議論を内包するものであるということだ。統治性研究は、この意味で、中期までのフーコーの著作と晩年の著作との橋渡しをするものでもある<sup>10</sup>。

ゴードンも同様に、コレージュ・ド・フランス講義にもとづいてフーコーの統治性研究の流れをおさえている。また彼はさらに、統治性研究が持っている



現代的な意味を浮き彫りにし、統治化が進行する現代社会で統治されるものが統治をどうやって乗り越えていけるのかという、実践的な問題関心を含むフーコーの政治学の全体像に迫ろうとも試みている<sup>11</sup>。

2) 近代以降の統治化の過程、「安全」の装置、知の形成を具体的に分析しようとするもの。多くの研究はこのカテゴリーの中で行われている。

中でもバーチェル、ゴードン、ミラー編の『フーコー効果』は、近代における、統治性をめぐるさまざまな知の形成、「安全」の装置の形成についての諸論者の検討を集成した論文集である。扱われている問題は、リベラリズム、社会政策、統計学、保険、犯罪学など、非常に多岐にわたっている。統治性研究の可能性の幅の広さをうかがわせる論集である。

1)が統治性研究における基礎作業であるとするならば、2)はより応用的な研究である。当然ながら、両者のどちらが欠けても十分とは言えないわけであるが、より実り豊かな内容を持ちうるのは、どちらかといえば2)に属するものであろう。上記『フーコー効果』に見られるような幅の広さもさることながら、社会それぞれに固有の統治化の過程がおそらく存在しているはずであるし、その個性を問うことも重要な課題となりうる。

したがって、わたしたちに与えられている課題の一つは、フーコーの統治性研究の射程の中で具体的な個別の問題について2)のような実証的研究を積み重ねていくことであるといえる。当然そこでは、日本社会はどうかという問題が浮上してくる。近現代日本におけるリベラリズムの問題、あるいは社会政策や「福祉国家」化に関する問題、ジェンダーやセクシュアリティにかかわる問題<sup>12</sup>などを検討していくことが可能であろう。

これに加えてもう一つ本稿で指摘しておきたいのは、フーコーが統治性を考える際に提示している「ヒト／イエ／クニ」という参照枠に関わる問題である。

アンチ・マキャベリストの「統治の技法」論を検討する中で、フーコーは「ヒト／イエ／クニ」という三つの項について、それぞれの統治の同型性を指摘していた。「ヒト」（自己）の統治と「イエ」（家政）の統治、そして「クニ」

(領土)の統治は等置できる形式を持っているというのである。それは、「イエ」の統治がそのほかの二つの項のモデルとなっているためであった。

しかし、近代以降の社会においては、これら三つの項についてそれぞれ別個の統治を考えなければならない。「クニ」の統治については人口が新たな対象として登場し、これをめぐる知、すなわち統計学が誕生し、統治性は主に国家という全体を扱いながらもその中の個人の幸福をどのように達成するかという問題をめぐって考えられていくことになる。先ほど指摘したように、統治性は「近代社会の中での個性性と全体性の統合」という問題をめぐる概念であり、それによって「ヒト」と「クニ」の問題は、媒介として「イエ」を中間項とすることなく直接に結びつけられるようになっていく。また、「ヒト」の統治については、「倫理の系譜学」として晩年のフーコーの思索の中で取り扱われることにもなる(『セクシュアリテの歴史』の第2巻・第3巻)。

このように「イエ」の問題の重要性は相対的に低下するものの、決して消滅してしまうわけではない。フーコー自身、近代以降の家族について、「家族は今や、宗教や道徳的性質を有する問題のいくつかに関わる以外については、統治のモデルではなくなってしまふ。他方、目立つようになってくるのは、人口の内的要因としての家族であり、人口の統治の基本的道具としての家族である。」[p. 651]と述べているように、「イエ」はモデルであることをやめるかわりに人口の統治に関わる重要な要素と考えられるようになる。

家族が人口の増減にかかわる重要な要素であることはいうまでもない。西欧において近代以前の農民層にしばしば見られる晩婚は人口抑制のための主要な手段の一つであったし、近代以前の日本社会において家族が共同体の意思をあるときは代行するような形で「間引き」という人口抑制をおこなったということもあった。近世末以降も、国家は家族を媒介としてしばしば人々の道徳に介入し、あるいは人口をコントロールしようとしていたのである。

しかしながら、家族という個別の対象について、どのようにして統治の道具として機能するのか、その点についてフーコーは概略以上のことは述べていな

い。また、後続の研究もあまり存在しない<sup>13</sup>。現在の統治性研究では、この面が一つの弱点になっているように思われる。この弱点を補強するためにも、近代の「イエ」の問題について、またそのほかの二つの項との関わりの問題について考えていく必要がある。

#### 4 家政論の系譜——近代以降における「イエ」の問題

上で述べた問題を考えるために、手がかりとして欧米および日本における近世末からの「家政論」、すなわち、「イエ」の問題を直接取り扱う言説について見てみることにしたい。ただし、本稿ではその系譜の詳細に立ち入るのではなく、あくまでも全体的な流れの確認にとどめる。

##### 欧米における「家政論」の系譜

近代以前において、家政を論ずるのは男性の役割であったことはすでに知られている。ヨーロッパでは W. ゲージの『家政書』（1622年）や W. ホーベルクの『篤農訓——貴族の農村生活』（1682年）などがそうである。これらはすべて男性の手によって書かれ、読者としても男性を想定している。内容的にはアンチ・マキャベリストの「統治の技法」論に近い。

たとえばホーベルクの著書は、読者としては中・下級の貴族（荘園領主）を仮定しているらしく、農業・領地経営が大きなウェイトを占めている。また、領地の適切な運営のモデルとして家政が考えられており、その家政をうまく統治していくために必要なことは家長個人の節制であるとされる。家長は家の誰よりも早く起き、誰よりも遅く床につかなければならず、また領地内のあらゆることから（領民を含む）について熟知していなければならない。「家政」という言葉は、ここでは非常に広い範囲のことがらを含むものとして用いられている。狭義の家政に属する料理や家屋の管理から、農業・領地経営、領民の管理、召使いへの態度、子どもの教育、妻との関係などである。

この種の「家政論」においては、家長個人が身を正しく修めることが家政を

正しく治めることに通じ、それがひいては領地の適切な統治につながるとされる。「ヒト/イエ/クニ」という三つの項に関する「統治の技法」は同型であり、「イエ」は他の二つをつなぐ媒介項である。もっともこの段階では、「ヒト」とは貴族などの上流階級の男性家長であり、「イエ」とは彼の家族（召使い等を含む）のことであり、「クニ」は彼が治める範囲の領地・荘園であって、万人に通用する一般的な準則として統治が考えられているわけではない。また、男性家長が治めるべき人間一人一人について彼はよく熟知していなければならないと、フーコーの「牧人権力」と同じ準則が表れてきているが、その場合の知識の蓄積の方法なども定型化されていない。

本稿ではこの段階の家政論を、「〈家治〉論としての家政論」と呼ぶことにしたい。家政がすなわち、「イエ」を治めるためのさまざまな技法を意味し、それが領国や個人の統治と同型のものであった段階である。

中内敏夫によれば<sup>14</sup>、こうした包括的な「家政論」から近世後半から近代にかけて教育に関することがらが分離していくプロセスがある。子どもの養育・教育に関することがらは「教育論」として自立し、ブルジョワの「私教育論」（J. ロックや J.-J. ルソーなど）から19世紀の「学校教育論」へと変化していく。その過程で、乳幼児の身体をめぐる「養育論」は、乳幼児死亡率低下が急務であった時代の要請を反映して医師らによって独立した言説となり（W. キャドガンの『子どもの養育と管理に関するエッセイ』、1748年、など）、やがては「育児書」という新しい分野を切り開いていく。

これにともなって、家政という言葉が示す範囲も縮小する。それは「家政論」が対象とする階層の変化でもあった。男性家長が家政を取りしきる下級貴族ではなく、かわって「家政論」が論ずる対象とするのはブルジョワ単婚家族である。この家族は、「男性が外で働き、女性が内で家事・育児をする」という性別役割分業を構造原理の一つとする。ここにいたって、「家政論」も、家政そのものの担い手も、男性から女性に移行する。19世紀イングランドで出版されたさまざまな「家政書」は、主に中産階級の女性によって、この階級の女性た

ちの現実にあわせて書かれたものであった。I. ビートンの『家庭管理読本』（1861年）などが代表例である。

その内容は、召使いの指揮・監督や、乳幼児の身体の管理、家庭医学、衛生などを含みながら、調理・被服・住居といった現代家政学の項目を中心に編成されるようになっている。「〈家事〉論としての家政論」の段階である。

この段階には、人口という新しい対象を持った統治性が統計学という知と共に成立しており、また個人の内面を規制する道徳として中産階級ではキリスト教道徳規範が大きなウェイトを占めるようになってきている。では、「クニ」と「ヒト」の統治の様相が変化してしまったことに「イエ」の統治はどう対応しているのだろうか。それは今見たように、家政の内実を「家事」へと切りつめつつ、そこへ「科学」の方法を導入するという形で行われるのである。

こうした傾向がはっきりと現われてくるのはアメリカの家政学においてである<sup>15</sup>。アメリカ家政学の系譜をたどると、19世紀半ばにおいてキャサリン・ビーチャーとハリエット・ビーチャー・ストウの名前に出会う。ハリエット・ビーチャー・ストウは日本では「ストウ夫人」、すなわち『アンクル・トムの小屋』の著者として知られているが、奴隷解放論者であった彼女たちは、奴隷の家事労働に依存することなく中産階級の主婦がどうやって家の中を管理するかという問いに、「家事の合理化」という方策をもって答えようとする。著書の中で示されている現代のシステム・キッチン原型となる台所の構想は、主婦一人で管理可能な限られた空間を細分化して、調理・加熱・配膳・収納・保存といった機能を配分するというものであった。工場や軍隊、学校といった空間における、「細分化し・再構成する権力」としてのディシプリンの権力についてフーコーは『監獄の誕生』で語ったが<sup>16</sup>、今や家庭内の私的な空間にもディシプリンの権力は侵入してくるのである。

「サイエンス」としての家政学は、アメリカ家政学の確立者の一人とされるエレン・スワロー・リチャーズにいたってよいよその様相を明確にする。彼女は1870年代にマサチューセッツ工科大学で化学を学び、「家事の化学」の構

想を立てる。リチャーズ以降、主婦はキリスト教道德の体現者である「家庭の天使」としてだけでなく、私的領域における「科学の担い手」としての性格を兼ね備え<sup>17</sup>、調理学と栄養学の知識を通じて家庭という空間に「近代科学」を導入し、「イエ」の統治に新しい要素を加えようとするのである。

### 日本における「家政論」の系譜

日本で「家政論」の系譜を近代以前にさかのぼる場合、通常は儒家思想の「齐家書」や「家訓書」が参照されようが、ここではもう一つの系譜として江戸後期の在郷国学者の著作に目を向けてみたい。

18世紀末から19世紀前半の国学の運動の中には農本主義的思想に支えられたものも多く、「打ちこわし」の激化など当時の混乱した状況を憂い、農民に対する自力更正指導を行うことで社会秩序の安定を確立しようと努めた者も少なくなかった。そのため彼らの著作には「農書」としての性格を持つものが多く見受けられる。記述には、神道の影響の下での呪術的色彩が色濃く残っており、いまだ近代の「合理性」の領域へは入ってきていない部分も多い。

例えば、下総国松沢村の宮負定雄は『民家要術』(1831年)<sup>18</sup>において、自らを「田舎の芋掘名主」と称し、村落支配者層の心得について述べている。最初の章は「祭祀」であり、国学者の例に漏れず神道信仰とそれに関わって呪術的色彩とが色濃い書物であるが、続いて「婚姻」「交合」といった人口の再生産に関わる領域、「習芸」「読書」といった教育的ことから、「農業」「商売」といった生産労働についてそれぞれ論じ、最後に「村長」の心構えを説くといった形で議論を展開している。この著書の中で一貫しているのは、人口＝生産力という視点から、「間引き」を止め、生産労働に従事することによって農民が自力更正することをめざすという視点である。その際に彼が強調したのは、農村を領主から(ひいては天皇から)預かる村長自らが範を示す必要があるということであった。おおよそそのレトリックは、「其間引を止むべき村長が却って子間引先達になり、其罪を導く倫もありて甚だ患多き事なり。」<sup>19</sup>というように、

農村支配者層が当時行なっていたと想定される「弊」を指摘してその害を説き、更正をうながすというものである。

この宮負の『民家要術』などにおいては、主に富農層・農村支配者層を読者として想定し、支配者層が自ら生活における模範を示すことで農村全体の生産性を高め、窮乏から脱することを目的としていた。農村支配者が自らを戒め、家族内秩序を保ち、それによって「ムラ」を適切に治めることを目指したという点では、ヨーロッパ近世の「(家治)論としての家政論」に近いものがあるといえよう。また、例えば「此道〔註：胎教〕を女子に教る事、是又父兄の持前なりとするべし」という林子平の『父兄訓』の言葉が引かれている<sup>20</sup>ことからわかるように、語りかける対象はあくまでも男性であった。この点も、「(家治)論」と同様であったことが指摘できる。

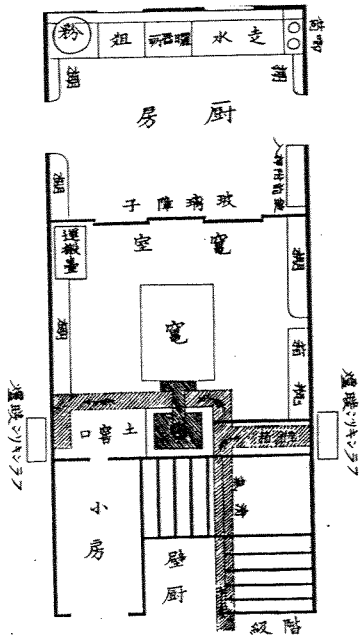


図1 Beecher & Stoweによるキッチン構想(1)  
(海老名晋訳、『家事要法』、  
29頁、より)

明治に入って以降になると、欧米の数多くの「家政書」が翻訳されるようになる。これら「翻訳家政書」は過渡期の産物と見なすことができるだろう。訳者は全員が男性である。例えば次のようなものがある。永田健助訳、『百科全書 家事儉約訓』、1874年<sup>21</sup>。永峰秀樹纂訳、『経済小学 家政要旨』、1876年<sup>22</sup>。穂積清軒訳、『家内心得草——一名保家術』、1876年<sup>23</sup>。海老名晋訳、『家事要法』、1881年<sup>24</sup>。前田寅七郎編述、『婦女必読 家事要訓』、1881年<sup>25</sup>。明治初年から明治10年代前半という早い時期の出版である。

これらはいずれもほとんどが、欧米の「家政書」の翻訳である。“Health”を「養生」と訳すなど、用語法では旧来の「養生論」などの伝統に従うところも多いが、内容としては当然ながら「(家事)論としての家政論」となっている<sup>26</sup>。

訳者たちの目的は何であったのだろうか。前田編の『家事要訓』の「小引」には、次のような編著者による記述がある。「然れども国の本は民にあり。民

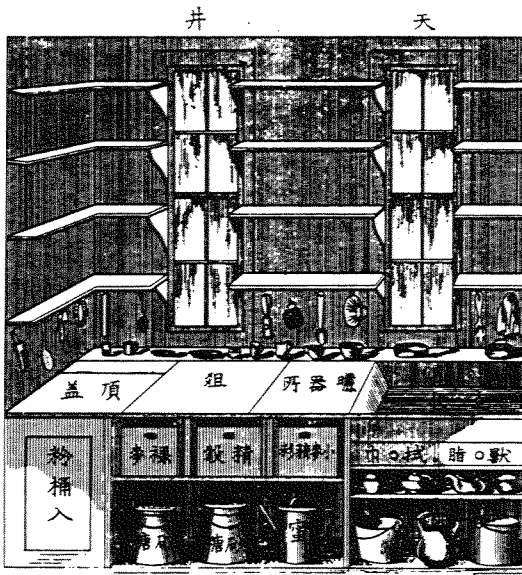


図2 Beecher & Stowe によるキッチン構想(1)  
(海老名晋訳、『家事要法』、31頁、より)



の本は家にあり。家政整はざれば何ぞ其の国を富ますを得んや。西哲曰く、国力を増益し名誉を宇内に輝かすは国民の数に因ると雖も、亦其力量と性質とに因るを多しとす。而して、其の力量と性質とは民家の経済如何に因れりと。宜なる哉。<sup>27</sup>」ここで語られているのは、国家の力を増大させるための家政の充実である。当時欧米に匹敵する近代国家樹立に向けて日本政府および知識人たちがさまざまな努力を重ねていたと推察されるが、家政に男性知識人たちが着目したのもその一環であったというわけだ<sup>28</sup>。

「男性翻訳者による女の家政書」に平行して、数少ないが男性著者による男性向け「家政書」も出版されている。望月誠、『家政妙論』（1880年）などがそれにあたる。職業選択や配偶者選択など、現代家政学とはやや異なる内容を含み、読者として男性を主に想定しながらも、村落の経営などは内容から消えている。あくまでも小土地所有農民や小商いを行なう程度の階層の単婚家族が受け手と仮定されており、その意味で分水嶺に位置する「家政書」といってよい。

明治20年代になると、今度は女性執筆者による女性のための「家政書」が登場する。例えば、瓜生寅の『通信教授 女子家政論』は1889（明治22）年、下田歌子の『家政学』上下巻は1893（明治26）年に、それぞれ出版されている。

これら日本の女性による「家政書」は、多くが「女子教育」の制度と結びついている（高等女学校や女子師範学校で教科書とすることを想定して編まれている）。こののち、19世紀の末年から20世紀初頭にかけての女子中等教育の整備の中でも、「家庭教育」の概念と共に、〈家事〉をその内容とする家政学は、より質の高い労働力・兵力の養成を直接に担う「母親」の必須の教養として位置づけられるようになっていく。東京女子高等師範学校の教員で、のち東京家政学院を興した大江スミの「三ぼう主義」<sup>29</sup>、つまり、個人における仏法、国家における鉄砲とならぶものとしての家における女房の重要性の強調<sup>30</sup>などには、「ヒト／イエ／クニ」という三つの項にそれぞれ独立した統治の原理をそろえ、「クニ」の繁栄を担う「ヒト」の育成を「イエ」が支えるという三項間の関係が成立したことが表わされている。国家は「イエ」の統治の手段の一つ

として家政学を必要としたのであり、その担い手として指名されたのは「母親」すなわち女性であった。もちろんその裏には、民法などの法的規定によって支えられることになる、日本近代における家長権の存在がある。これもまた、「イエ」をめぐる統治の原理の一つであり、二つは別ものあるいは対抗的なものというよりはむしろ、相補う関係にあるものと考えた方がいいであろう。このように、日本における近代国民国家の編成に際しては、「イエ」という項をめぐる当初から強くジェンダー化された力が働いていたと言えるだろう。

## 5 おわりに——今後へ向けて

ミシェル・フーコーの統治性概念は、知／権力／自己に並ぶ第四の鍵概念であったが、彼の生前に著書としてまとめられなかったためにその存在も有効性もこれまではあまり認められてこなかった。しかし、90年代に入ってから彼の議論はさまざまなかたちで継承され、豊かな研究が展開されつつある。

本稿では、統治性概念の基本的な内容確定を行なった上で、フーコーや彼の議論の継承者の研究に欠けている部分を補うために、まず欠けている部分についてのラフ・スケッチを描いてきた。統治や統治性の概念は、家事や個人の身体といった「私的」な領域の変動をとらえる際にも有用であり、かつ単にそれらを「私的」なものとしてそれらをとどめてしまうのではなく、近代国民国家編成といった「公的」な領域とつながりを持つものとして、また「政治性」を有するものとしてとらえることを可能にしてくれる。今後は、具体的な素材の分析を通してこうした豊かな可能性の追求を行っていかねばならないだろう。

※本稿後半の叙述は、1991年から92年にかけての一橋大学大学院における中内敏夫教授（当時）のセミナーでのさまざまな資料の検討が基盤となっている。中内教授およびセミナー参加者のみなさんに感謝したい。

[註]

- 1 Foucault, M., *Régime des cours de Michel Foucault, 1970-1982*, Paris, Julliard, 1989.
- 2 パリにあるミシェル・フーコー・センターでは、コレージュ・ド・フランスにおけるフーコーの講義の録音テープが利用できる。また、1978年、1979年両年の冒頭講義は Seuil 社から市販されている。
- 3 Foucault, M., "Gouvernementalité", *Dits et écrits*, III-239, Paris, Gallimard, 1994. *Aut Aut*, 167-8, September-December, 1978, および *Ideology and Consciousness*, no. 6, Autumn, 1979, にそれぞれイタリア語、英語で収録されている。
- 4 たとえば以下のようなもの。Foucault, M., "Omnes et Singulatim", *Dits et écrits*, IV-291, 1994, 北山晴一訳、「全体的なものとの個人的なもの」、フーコー・北山・山本、『フーコーの〈全体的なものとの個人的なもの〉』、三交社、1993年、に所収。Foucault, M., "Le sujet et le pouvoir", *Dits et écrits*, IV-306, 1994, 山田徹郎訳、「主体と権力」、ドレイファス、ラビノウ著、山形・鷲田ほか訳、『ミシェル・フーコー 構造主義と解釈学を超えて』、筑摩書房、1996年、に所収。Foucault, M., "La technologie politique des individus", *Dits et écrits*, IV-364, 1994, 田村淑訳、「個人に関する政治テクノロジー」、田村・雲訳、『自己のテクノロジー』、岩波書店、1990年、に所収。
- 5 Barry, A., Osborne, T. and Rose, N. (eds.) *Foucault and Political Reason*, London, UCL Press, 1996, Burchell, G., Gordon, C. and Miller, P.(eds.) *The Foucault Effect: Studies in Governmentality*, Hertfordshire, Harvester Wheatsheaf, 1991, Gane, M and Johnson, T. (eds.) *Foucault's New Domains*, London, Routledge, 1993, など。このほか、Simons, J., *Foucault & the political*, London, Routledge, 1995, Lloyd, M. "Foucault's Ethic and Politics: A Strategy for Feminism?", in Lloyd, M. and Thacker, A. (eds.) *The Impact of Michel Foucault on the Social Sciences and Humanities*, Hampshire, Macmillan, 1997, Dean, M., *Critical and Effective Histories*, London, Routledge, 1994, などとも部分的に統治性について扱っている。
- 6 米谷園江、「ミシェル・フーコーの統治性研究」、『思想』12月号、1996年。
- 7 Foucault, 1994, III-239。以下2月1日講義録についての註は本文中にペー

ジ数を記して示す。

- 8 Foucault, 1994, IV-306, p. 237.
- 9 Foucault, 1989, および米谷、1996, を参照。
- 10 米谷園江、「ミシェル・フーコーの統治性研究」、東京大学大学院総合文化研究科修士論文（未発表）、1993年、および米谷、1996。
- 11 Gordon, C., “Governmental Rationality”, in Burchell, G., Gordon, C. and Miller, P. (eds.) *The Foucault Effect: Studies in Governmentality*, London, Harvester Wheatsheaf, 1991. 「統治の乗り越え」に関しては、たとえば、Foucault, M., “Est-il donc important de penser?”, *Dits et écrits*, IV-296, 1994, などを参照。
- 12 たとえば、近代日本の公娼制度は人々のセクシュアリティに関する「安全」の装置と考えられていた。高橋準、「近代の売買春をめぐる制度」、福島県女性史編纂委員会編、『福島県女性史』、1998年、に所収、を参照。
- 13 ジャック・ドンズロの『家族に介入する国家』(Donzlot, J., *La police des familles*, Paris, Minuit, 1977, 宇波彰訳、新曜社、1991年) は、フーコーの統治性についての講義以前に著された著書で、ドゥルーゾーガタリの「アレンジメント」(agencement) の概念を用いているが、社会の「安全」の装置として家族が機能していることを指摘している点でフーコーの統治性研究と通じるところがある。
- 14 中内敏夫、『教育学第一歩』、岩波書店、1988年。
- 15 アメリカでの「家政論」の系譜には家政学の他にもう一つ、家事の社会化を志向する「マテリアル・フェミニズム」の流れがあるが、本稿では割愛した。Hayden, D., *A 'Grand Domestic Revolution': Feminism, Socialism and the American Home, 1870-1930*, Cambridge, MA, MIT Press, 1980, 野口美智子・藤原典子訳、『家事大革命』、勁草書房、1985年、を参照。
- 16 Foucault, M., *Surveiller et punir - naissance de la prison*, Paris, Gallimard, 1975, 田村淑訳、『監獄の誕生』、新潮社、1977年。
- 17 柏木博、『家事の政治学』、青土社、1995年、44頁。
- 18 テクストは、宮負定雄、「民家要術」、平野満校訂・尾形利雄解題、『家内用心集・民家要術』(生活の古典双書)、八坂書房、1983年、によった。
- 19 宮負、『民家要術』下巻、第十五「村長の巻」。

- 20 同書、上巻、第四「妊娠の巻」。
- 21 未見につき原著不詳。ただし、亀高ほかによれば、「英人ウイレルム・チャンブル及ロベルト・チャンブル氏曾テ地球上ノ事物ニ就キテ其ノ大旨ヲ人ニ喻サンガ為ニ……」と「例言」にあることから、*Chambers' encyclopaedia : a dictionary of universal knowledge*, vol. 1-10, London, William & Robert Chambers、かと思われる。亀高京子・三東純子・熊田知恵・板谷麗子、「家政書からみた明治初期の家政（学）について」、『東京家政学院大学紀要』18、1978年。
- 22 前編は、Haskell, E.F., *The Housekeeper's Encyclopedia*, New York, Harper & Brothers, 1871、の訳。後編は、Andrew Combe, *Management of Infancy* (1876)、および、Thomas Bull, *Hints to Mothers* (1875)からの訳。後編はいわゆる「家政書」からの翻訳ではない。むしろ、乳幼児の身体の管理をめぐる「養育論」である。谷口彩子、「永峰秀樹纂訳、『経済小学 家政要旨 後編』の原典解明」、日本家政学会大会報告、1998年、による。
- 23 Beeton, I., *The Handbook of Household Management*, London, S.O. Beeton, 1861、の訳。
- 24 Beecher, C.E., and Stowe, H.B., *The Principles of Domestic Science*, New York, J.B. Ford & Co., 1870、の訳。
- 25 編著者の凡例に、「此の書は欧米諸氏の家事経済書中より本邦の婦女に適すべきものを記載し本邦先哲の書に就いて其の欠如を補ひたるものにして……」とあり、編著者の判断で数冊の原著書から編集・抜粋したものであると思われる。
- 26 亀高ほか、1978、のほか、Taniguchi, A., and Kametaka, K., “Comparative Study of Mrs. E.F. Haskell's *The Housekeeper's Encyclopedia* and C.E. Beecher's Three Books on Domestic Economy”, *Journal of Home Economics of Japan*, 49-3, 1998、に詳しい。
- 27 漢字および変体がなによる原文をここでは書き下して表記している。
- 28 欧米の19世紀後半の「家政書」や「育児書」の中でも、「国家」「国力」が参照されるようになってきている。たとえば、「わたしたちの子どもたちのうち、三分の一から半分は時ならぬ死に見まわれる。状況はまったく変わっていないのだ。危険なまでの犠牲によって、わたしたちの国家 (nation) の力は日々

奪われているのである。」(Mrs. Pedley, *Infant Nursing*, London, George Routledge and Sons, 1866, "Introduction")など。

- 29 大江スミ、『三ぼう主義』、宝文館、1911年。
- 30 大江スミはイギリスの家族にこのヒントを得たという（彼女は文部省から派遣されてイギリスに留学している）。イギリスでは個人の内面を支えるものはキリスト教であるところが大江の「三ぼう主義」とは異なるところである。